

八代港内港地区 港湾計画の一部変更（案）の概要 （大規模地震対策施設計画の変更）

1 八代港の現状（令和8年熊本地震による被災状況）

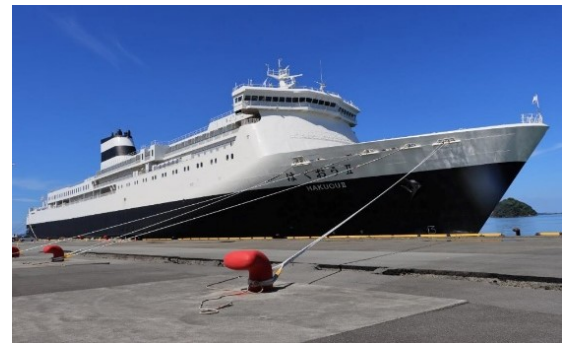
八代港は県内最大の物流機能を有し、八代市を中心とした県南地域はもとより、南九州の物流拠点として経済・産業活動に重要な役割を果たしている。

令和8年7月28日に発生した熊本地震では、八代港において震度6強を観測し、公共岸壁全てが被災。貿易貨物を扱う外港地区においても、岸壁背後の段差や液状化による沈下や陥没等の被害が発生したほか、コンテナターミナルではガントリークレーンの損傷等も発生したため、コンテナ荷役やヤード内での作業が停止し、本県の物流活動に甚大な影響が生じている。

外港地区の耐震強化岸壁では、発災翌日の7月29日には応急復旧が完了し、支援船による給水や入浴等の支援活動が実施された。また、8月12日からは一部の貨物船利用も再開し、港湾利用者との情報交換を行いながら、岸壁の利用調整を進めている。



岸壁の被災状況（はらみ出し）



耐震強化岸壁への支援船の入港状況

2 八代港への要請

令和8年熊本地震によるコンテナターミナルの被災によりコンテナ貨物の輸送が滞った。

八代港の港湾機能の早期復旧に向け、有識者や業界団体等で構成する「八代港被災施設復旧技術検討委員会」が8月12日に設置され、被災状況や被災メカニズム、復旧設計方針（案）について議論され、9月16日の第3回委員会を経て、復旧設計方針が取りまとめられた。

方針では、港湾機能の維持に配慮しつつ、コンテナターミナルについては重要な幹線貨物輸送ネットワークの拠点であるターミナルであることから耐震強化施設とすることを前提とし、施設の被災メカニズムや被災の程度を踏まえ、再度災害の防止を考慮の上、現地に適合した経済的な復旧断面を検討するとされている。

今後、本方針に基づき、速やかに復旧を進めていくこととなるが、復旧にあたり被災直後から軽微な修復等により短期間で復旧可能となるよう耐震強化岸壁（幹線物流）の機能を確保する場合、八代港港湾計画を変更する必要がある。

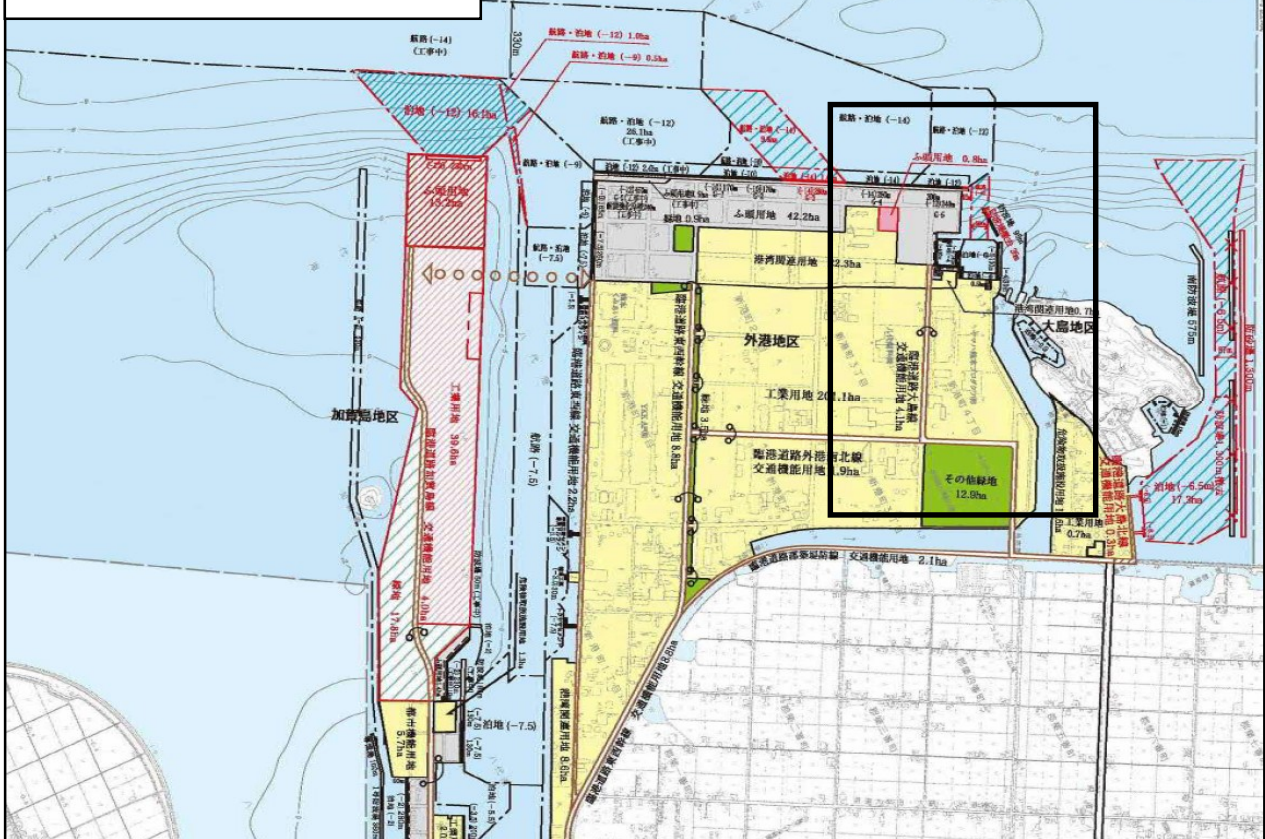
3 港湾計画変更内容

【大規模地震対策施設計画の変更】

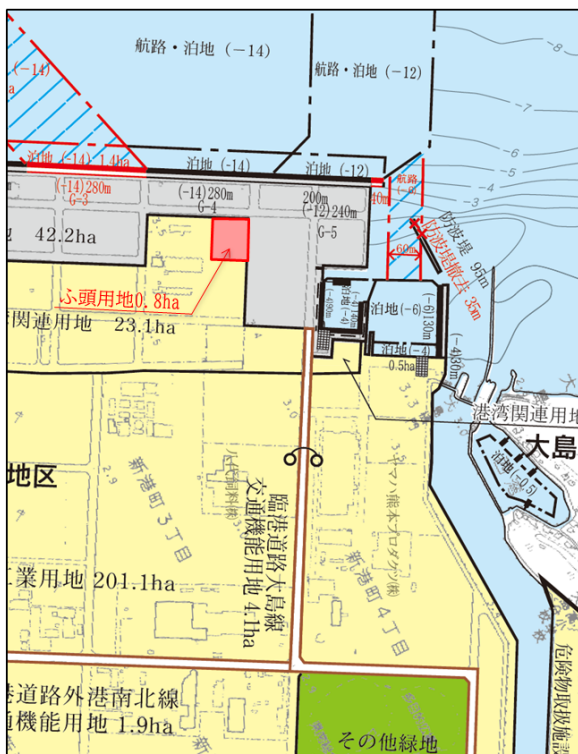
大規模地震発生時における物流機能の維持を目的として、外港地区コンテナターミナルを大規模地震対策施設として位置づけるため、大規模地震対策施設計画を変更する。（既定計画の施設に大規模地震対策の機能を付加する）

4 変更の概要

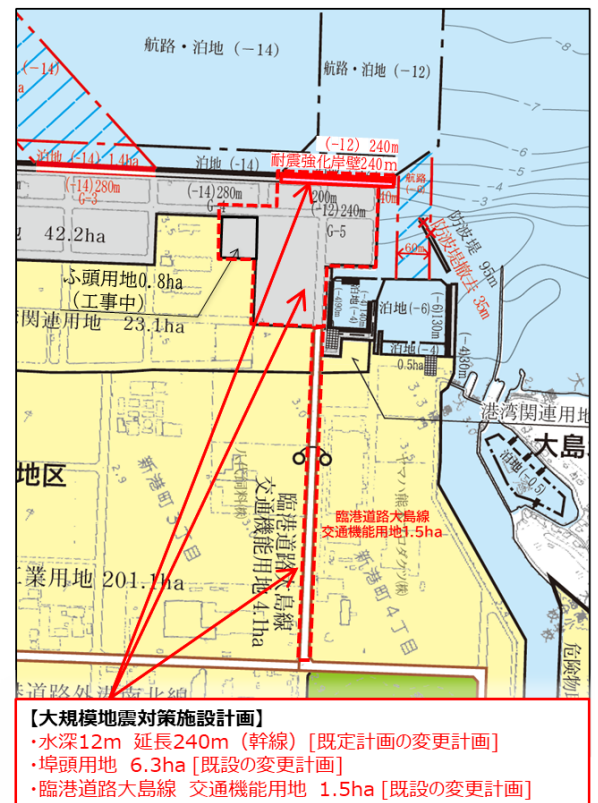
八代港港湾計画図（既定計画）



【既定計画】



【変更計画】



【大規模地震対策施設計画】

- ・水深12m 延長240m（幹線）[既定計画の変更計画]
- ・埠頭用地 6.3ha [既設の変更計画]
- ・臨港道路大島線 交通機能用地 1.5ha [既設の変更計画]

第51回熊本県地方港湾審議会

令和8年10月（書面開催）

1. 港湾計画の概要

2. (1号議案)八代港港湾計画の一部変更

1. 港湾計画の概要

港湾計画とは

港湾法第3条の3

港湾計画

概ね10～15年先の目標

開発・利用及び保全の方針

港湾の能力

施設の規模や配置の計画

環境配慮・運営の計画

新規計画

- ・新たに港湾計画を策定

改訂計画

- ・基本的な方針の著しい変更
- ・港湾の能力、施設等の著しい変更

一部変更

- ・港湾の能力、施設等に関する小規模な変更
- ・環境、運営、その他重要な事項の変更

軽易な変更

- ・一部変更に満たない軽易なもの
(港湾法施行規則第1条の13に該当するもの)

新規・改訂・**一部変更**

軽易な変更

熊本県地方港湾審議会

交通政策審議会港湾分科会
〔国土交通大臣による〕
内容の確認

港湾計画変更概要の公示(港湾計画変更決定)

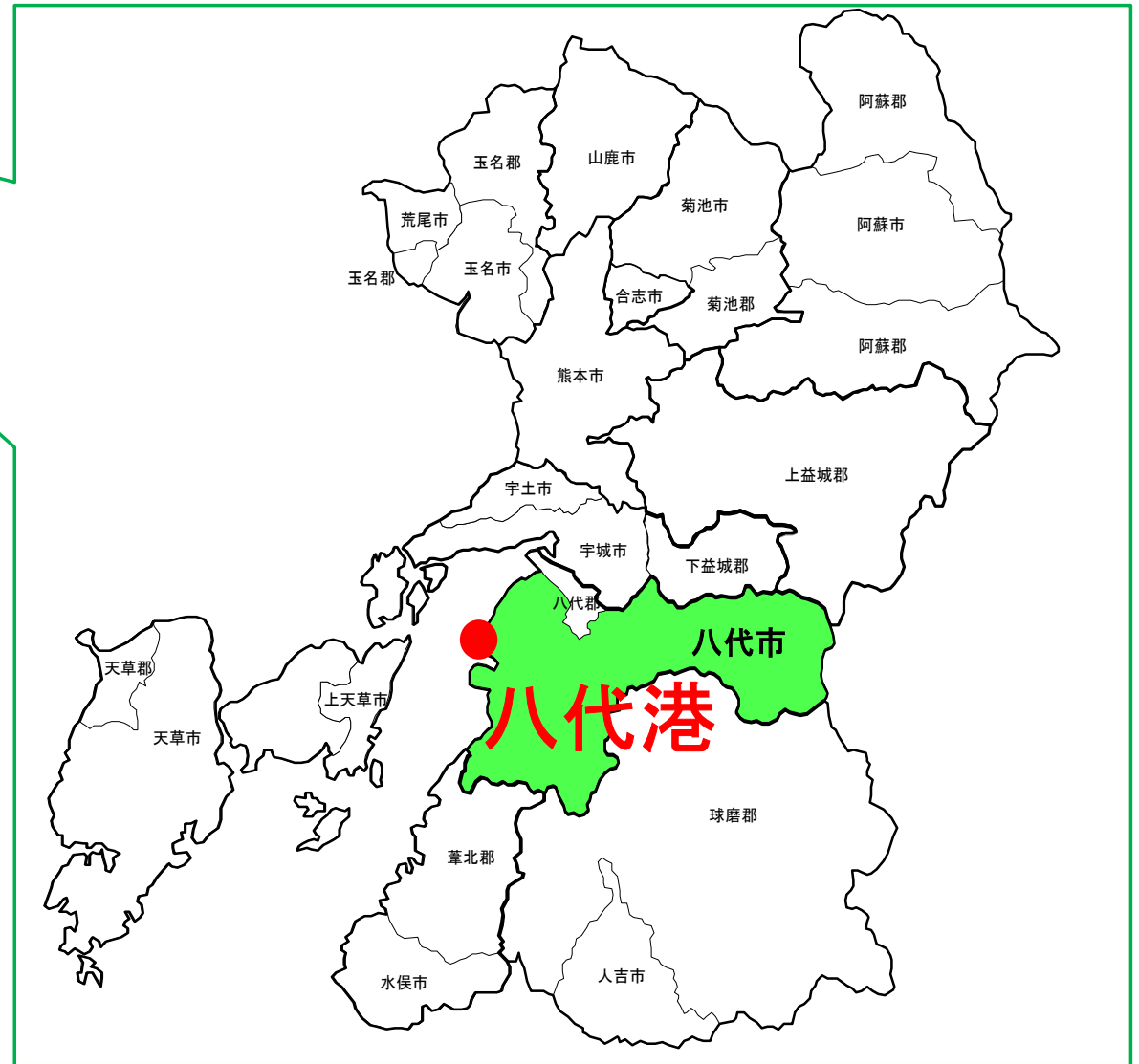
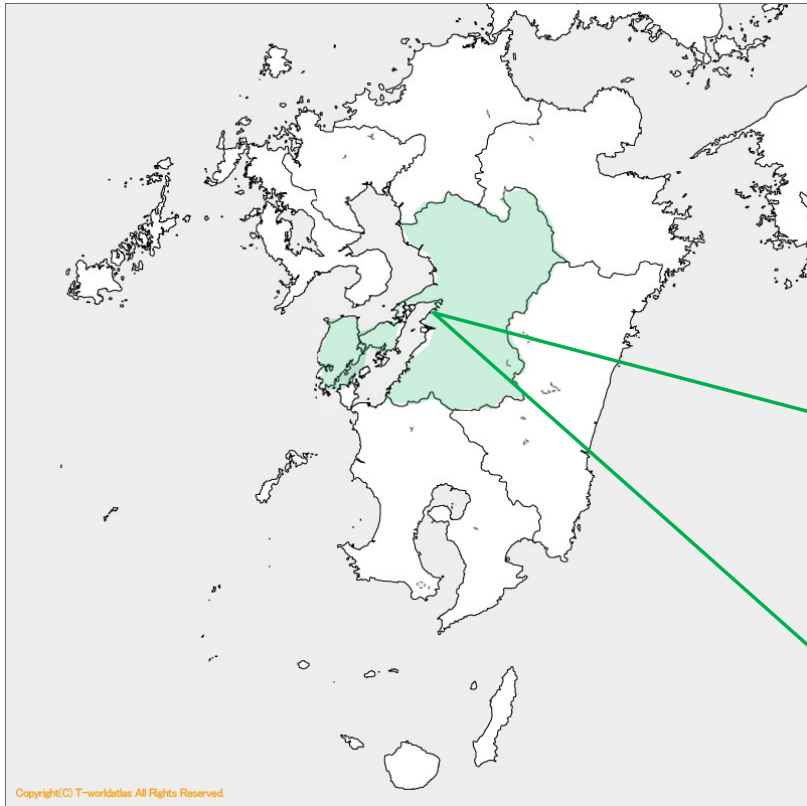
八代港港湾計画の一部変更(案) 【外港地区における大規模地震対策施設計画の変更】



八代港港湾管理者
熊本県

八代港の位置

8



八代港と周辺交通網

9



八代港の概要

10

- 八代港は、中九州の物流拠点として経済・産業活動に重要な役割を果たす重要港湾。
- 外港地区では、背後圏の半導体や木材等の産業を支えるコンテナ貨物や、穀物・飼料の原料となるバルク貨物の他、クルーズ船の受入拠点としての役割も果たしている。

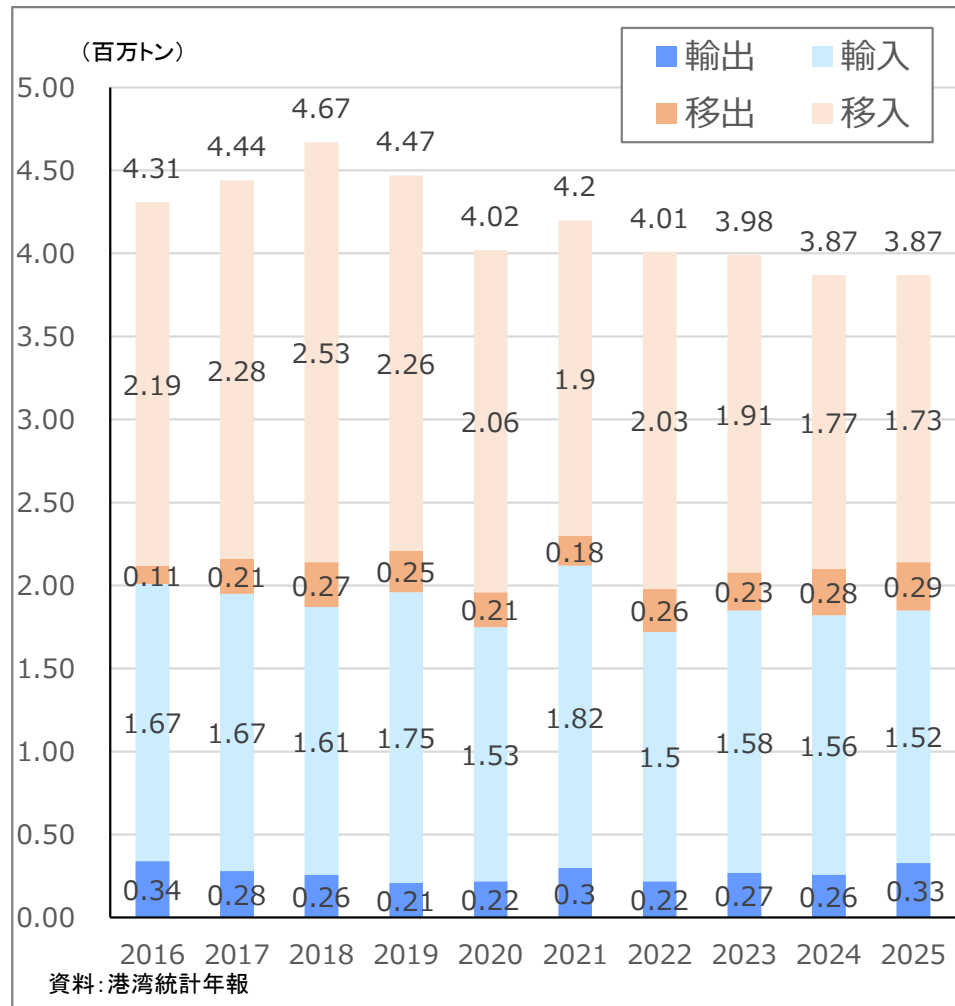


八代港の取扱貨物

11

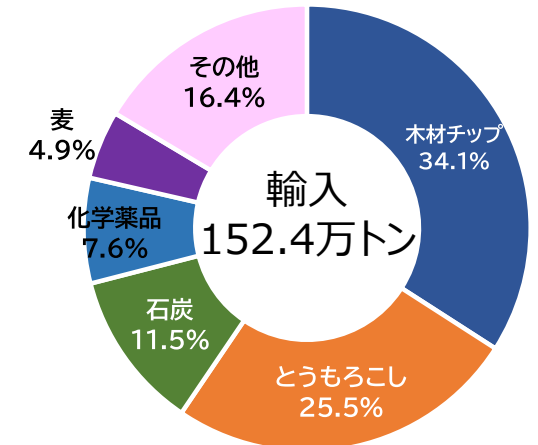
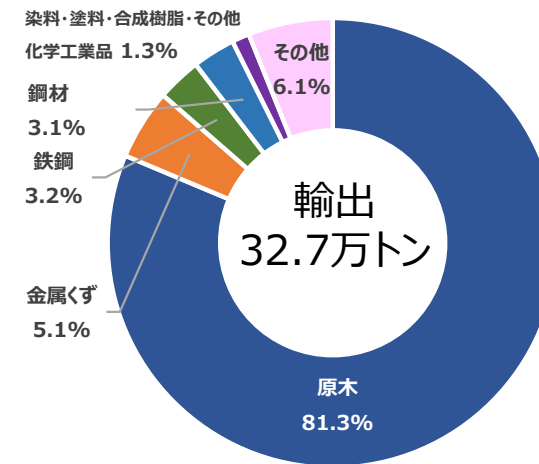
- 総取扱貨物量：約387万トン（2025年）【計画取扱貨物量560万トン（2005年改訂時）】
- 外買取扱貨物：輸出は原木、金属くず、輸入は木材チップ、とうもろこしが主要な貨物。
- 内買取扱貨物：移出は化学薬品、セメント、木材チップ、移入はセメント、その他の石油、揮発油が主要な貨物。
- 輸移出貨物と比較して輸移入貨物が圧倒的に多いのが特徴である。

八代港取扱貨物量の推移

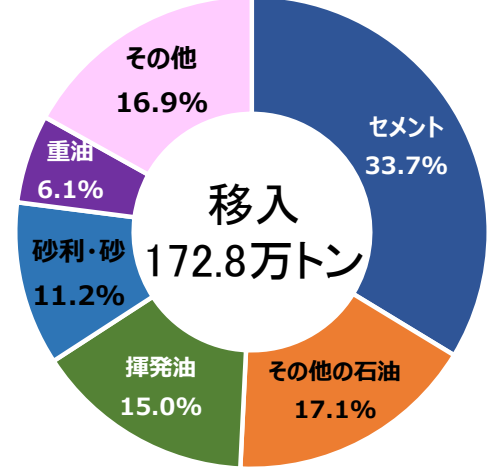
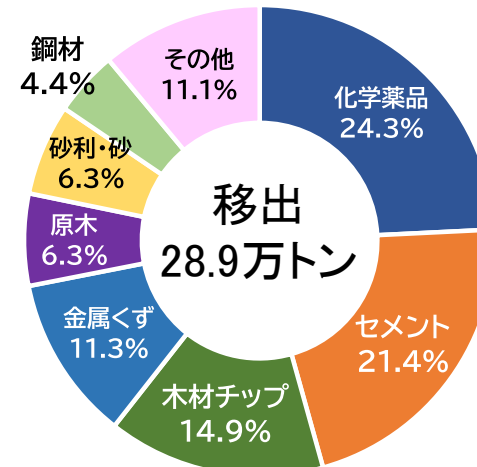


八代港取扱貨物量内訳（2025年）

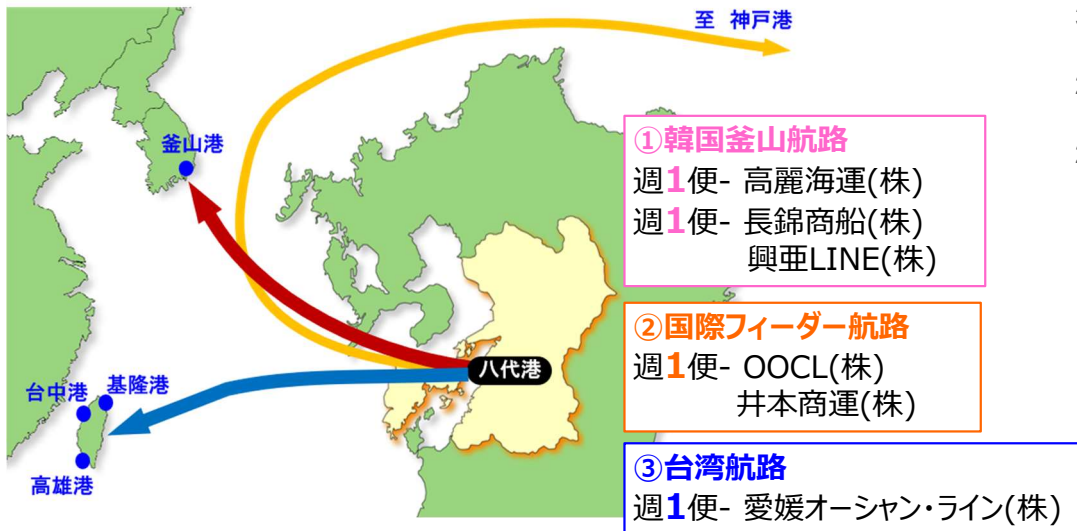
〈外貿〉



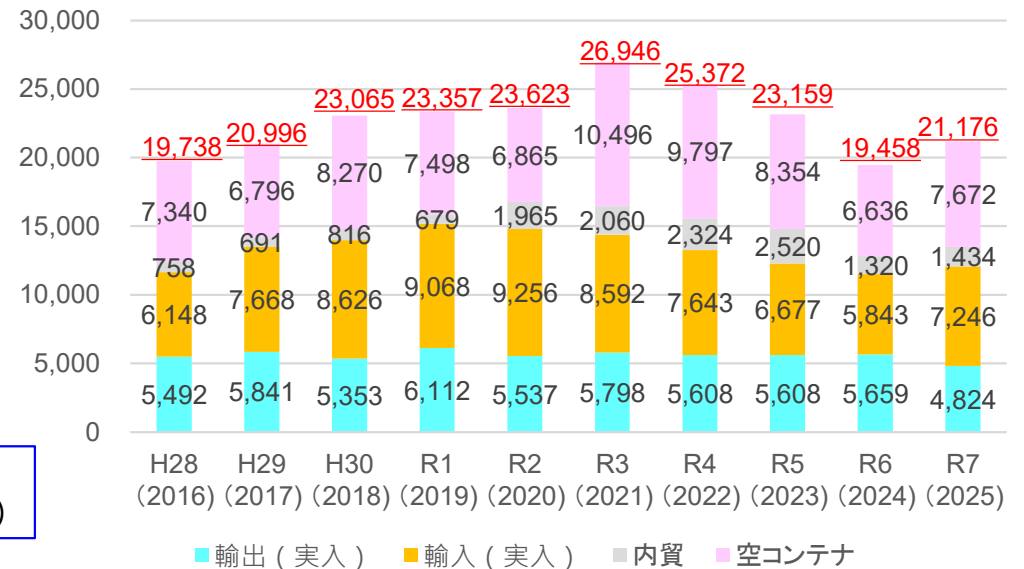
〈内貿〉



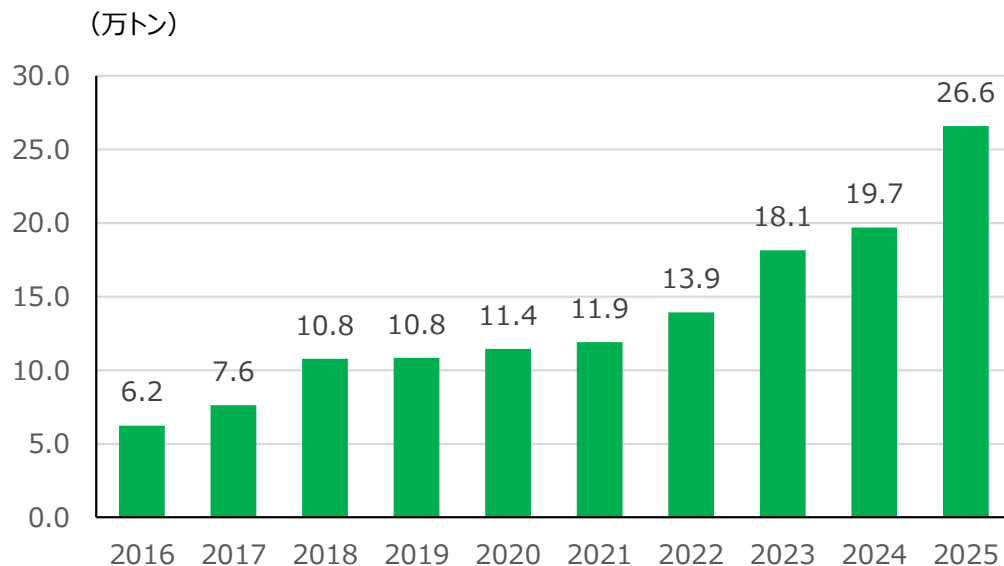
◆八代港外貿定期コンテナ船の就航状況



◆八代港コンテナ取扱量の推移

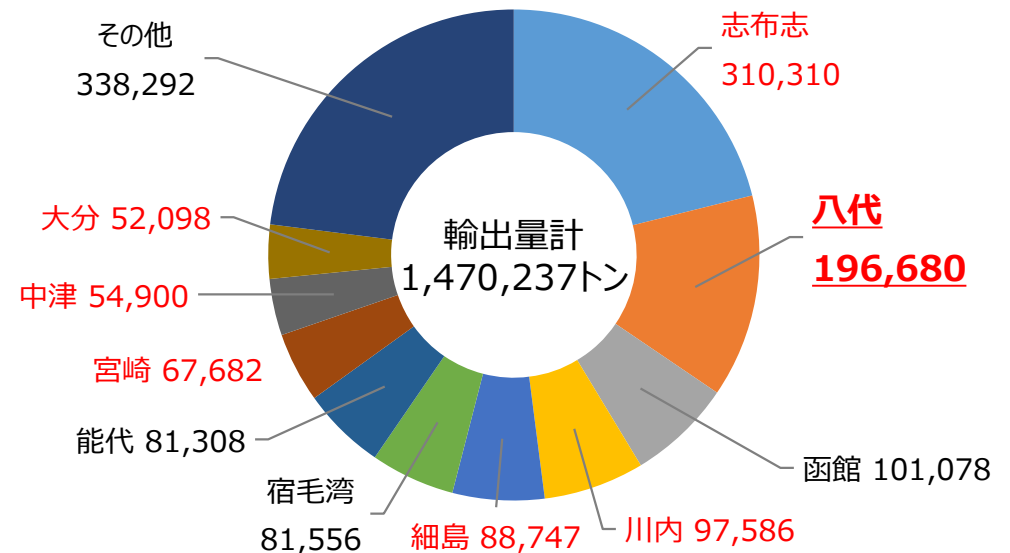


◆八代港の原木輸出量の推移

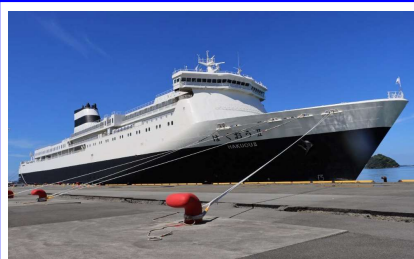


資料：港湾統計年報

◆全国の原木輸出量 (2024年)



- 令和8年熊本地震により、岸壁本体への被害や、背後の段差、液状化、陥没、ガントリークレーンの損傷等が発生。
- 特に、八代港の外貿コンテナ貨物の背後圏は熊本県内外に広く波及しており、今後の復旧にあたっては、全国的・国際的な観点から、被災による経済活動等への影響を最小限とするため、直ちに復旧可能となるような対策を講じておく必要がある。



H29.3一部変更
旅客船バース
水深12m 延長450mを新規計画、
大規模地震対策施設に位置づけ

**R8熊本地震の際には
『はくおうⅡ』が着岸し、支援を行った**

岸壁背後の段差



【今回計画】

災害時においても物流機能を維持するため、
大規模地震対策施設(耐震強化岸壁)を
位置づけ

岸壁背後の液状化



ガントリークレーンオイル漏れ



岸壁背後の陥没



岸壁本体の変位
(壁の前面矢板が
変位したため陥没)



前面に移動
約26~46cm

岸壁背後の液状化



コンテナのずれ・倒壊

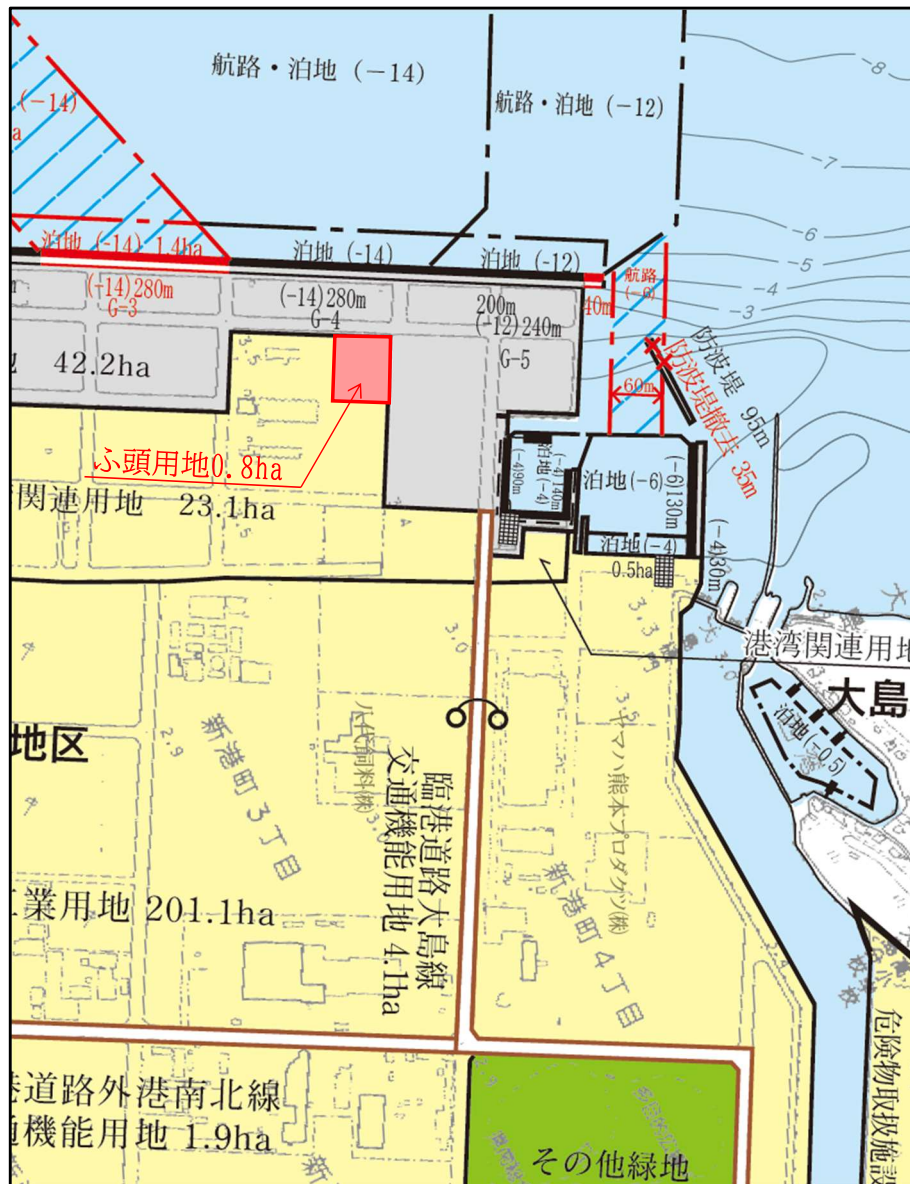


港湾計画変更(案)の内容

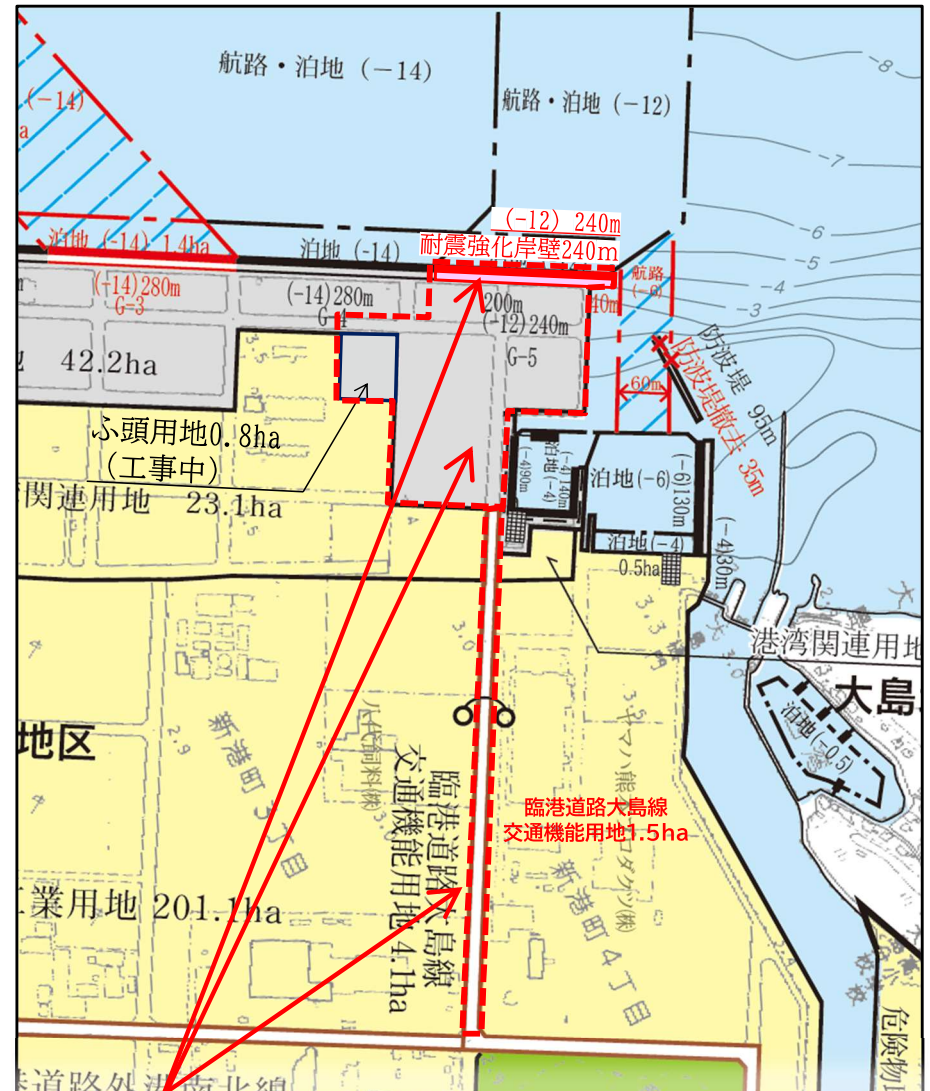
14

○大規模地震発生時においても物流機能を維持するため、大規模地震対策施設計画を位置付ける。

【既定計画】



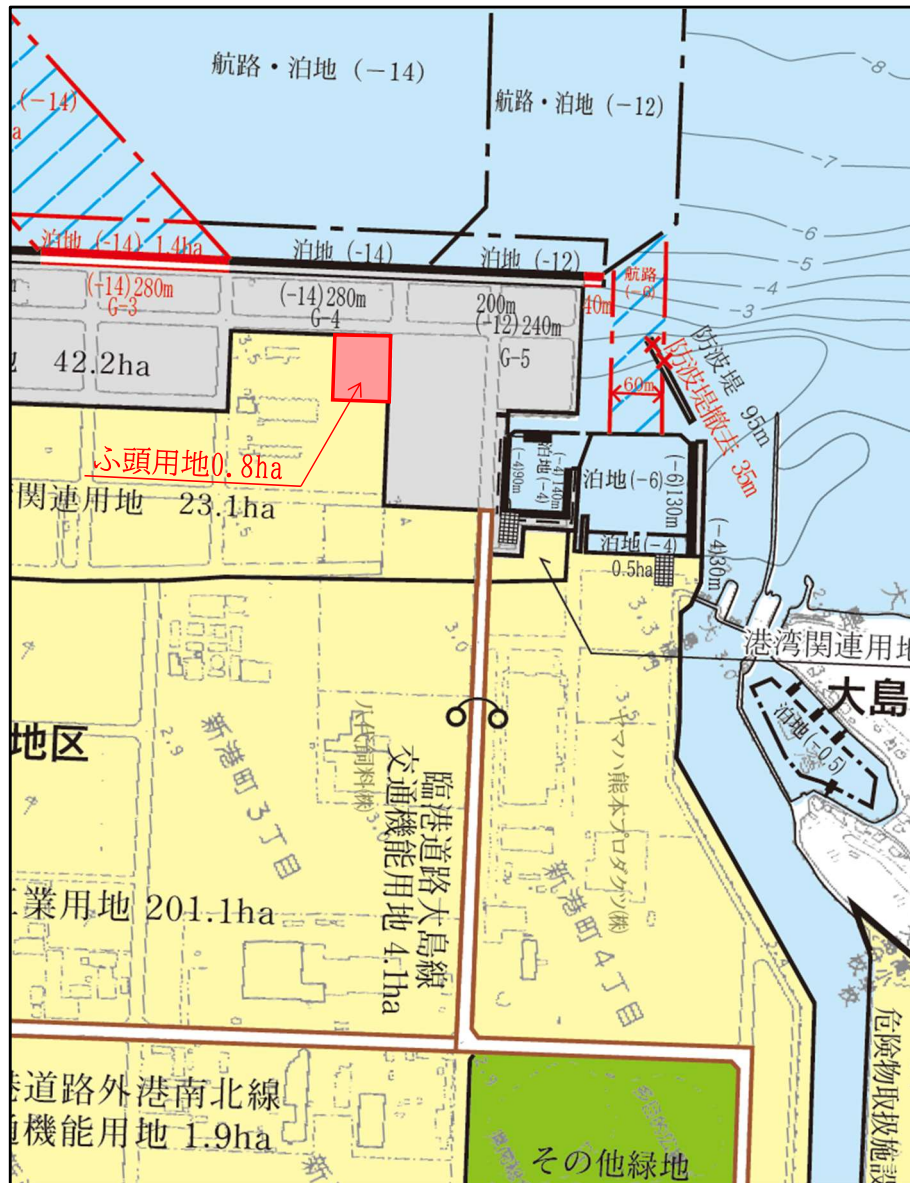
【今回計画】



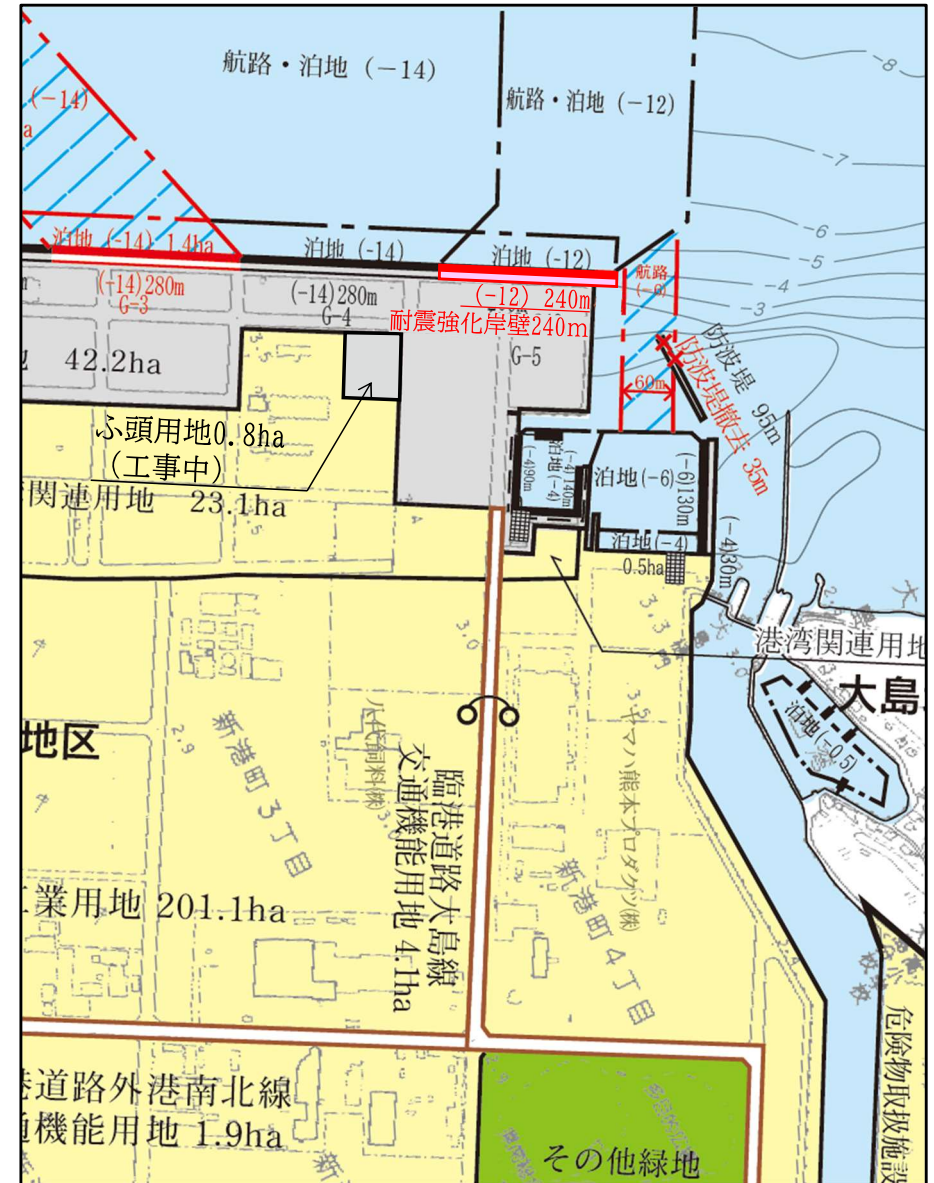
【大規模地震対策施設計画】

- ・水深12m 延長240m (幹線) [既定計画の変更計画]
- ・埠頭用地 6.3ha [既設の変更計画]
- ・臨港道路大島線 交通機能用地 1.5ha [既設の変更計画]

既定計画



今回計画



八代港港湾計画書（案）

—— 一部変更 ——

令和8年9月

八代港港湾管理者
熊 本 県

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 17 年 10 月第 28 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 17 年 11 月交通政策審議会第 16 回港湾分科会

の議を経、その後の変更については、

- ・平成 21 年 9 月第 33 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 23 年 3 月第 35 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 25 年 3 月第 37 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 26 年 2 月第 38 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 26 年 3 月交通政策審議会第 55 回港湾分科会
- ・平成 28 年 10 月第 40 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 29 年 2 月第 41 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 29 年 3 月交通政策審議会第 66 回港湾分科会
- ・平成 29 年 11 月第 42 回熊本県地方港湾審議会
- ・平成 30 年 2 月第 43 回熊本県地方港湾審議会
- ・令和 3 年 2 月第 44 回熊本県地方港湾審議会
- ・令和 3 年 10 月第 45 回熊本県地方港湾審議会
- ・令和 3 年 11 月交通政策審議会第 83 回港湾分科会
- ・令和 4 年 2 月第 46 回熊本県地方港湾審議会
- ・令和 5 年 6 月第 48 回熊本県地方港湾審議会

の議を経た八代港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

変更理由	1
その他重要事項	2
1 大規模地震対策施設計画	2

変更理由

- 1 大規模地震が発生した場合の幹線貨物輸送の維持に対応するため、外港地区において、大規模地震対策施設計画を計画する。

その他重要事項

1 大規模地震対策施設計画

(1) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

既に計画されている施設のうち、大規模地震が発生した場合において、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

外港地区

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 6.3ha [既設の変更計画]

臨港道路大島線 起点 外港地区

終点 臨港道路外港南北線 4 車線 [既設]

八代港港湾計画位置図

凡 例

○ 計画変更箇所

位 置 図



大築島地区

加賀島地区

外港地区

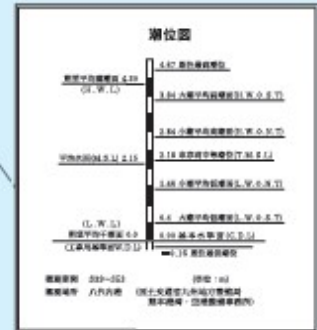
大島地区

0 500 1000 1500 2000

風向き指示線

(-12) 230m

(-12) 650m
G-0 (工事前)
(-10) 170m
G-1
(10) 170m
G-2
(-16) 200m
G-3
(-14) 200m
G-4
(-12) 200m
G-5
200m
60m

$$S = 1/20,000$$


八代港港湾計画資料（案）

—— 一部変更 ——

令和 8 年 9 月

八代港港湾管理者
熊 本 県

目 次

1	変更理由	1
2	その他重要事項に関する資料	2
2-1	大規模地震対策施設計画	2
3	環境保全に関する検討	5
4	その他の資料	6
4-1	新旧対照図	6
4-2	熊本県地方港湾審議会委員名簿	7

I 変更理由

- 1 大規模地震が発生した場合の幹線貨物輸送の維持に対応するため、外港地区において、大規模地震対策施設計画を計画する。

2 その他重要事項に関する資料

2-1 大規模地震対策施設

(1) 幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設

既に計画されている施設のうち、大規模地震が発生した場合において、幹線貨物輸送の拠点として機能するために必要な施設を次のとおり計画する。

外港地区

水深 12m 岸壁 1 バース 延長 240m [既定計画の変更計画]

埠頭用地 6.3ha [既設の変更計画]

臨港道路大島線 起点 外港地区

終点 臨港道路外港南北線 4車線 [既設]

今回の計画変更に伴い、八代港の大規模地震対策施設を下記のとおり更新する。

・大規模地震対策施設

以下の施設を大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送や幹線貨物輸送等
に供するための大規模地震対策施設として計画する。

表 2-1 大規模地震対策施設として計画する施設

施 設	規 模
耐震強化岸壁	緊急物資対応：(-12m) 1 バース 240m 幹線貨物対応：(-12m) 1 バース 240m
緑地	1.0ha
ふ頭用地	6.3ha
臨港道路	臨港道路東西幹線 起点 外港地区 終点 臨港道路外港南北線 4車線 臨港道路外港南北線 起点 臨港道路東西幹線 終点 臨港道路大島線 4車線 臨港道路大島線 起点 外港地区 終点 県道八代港線 4車線

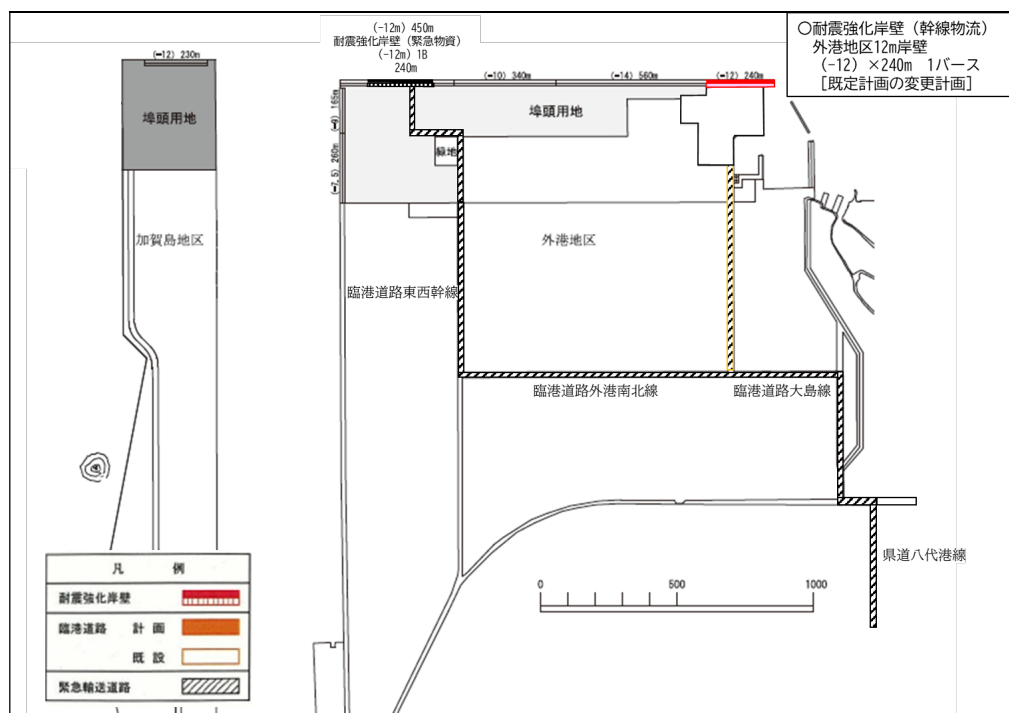
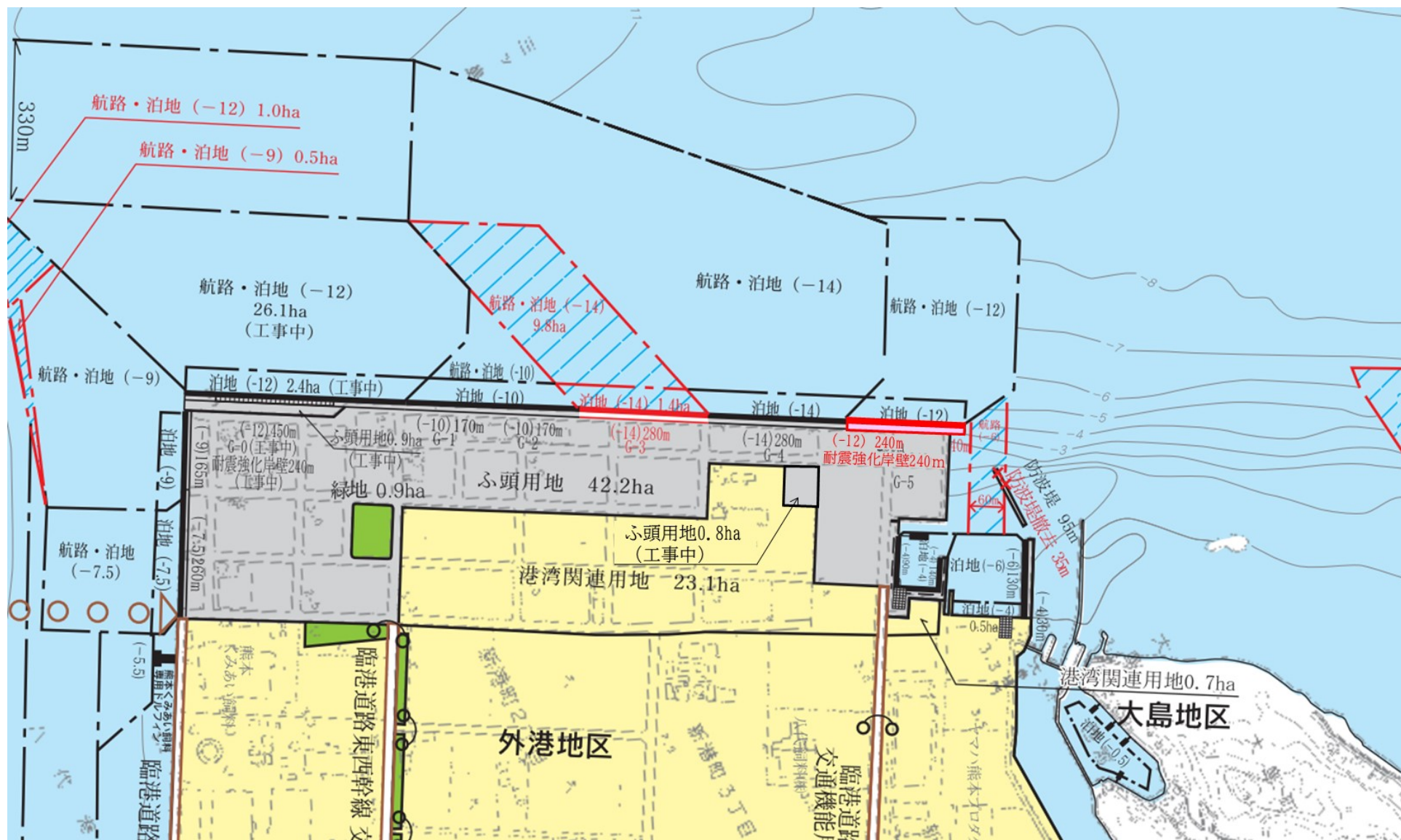


図 2-1 大規模地震対策施設の位置図



3 環境の保全に関する資料

今回の計画変更が周辺の環境に及ぼす影響について検討した結果、取扱貨物量や交通量の増加など新たな負荷は無いことから、環境に及ぼす影響は軽微であると考えられる。

なお、今後とも環境保全について配慮するとともに、計画の実施にあたっては、工法・工期等についても検討し、十分な監視体制のもと、環境に与える影響をできるだけ少なくするよう慎重に行うものとする。

4 その他資料

4-1 新旧対象図

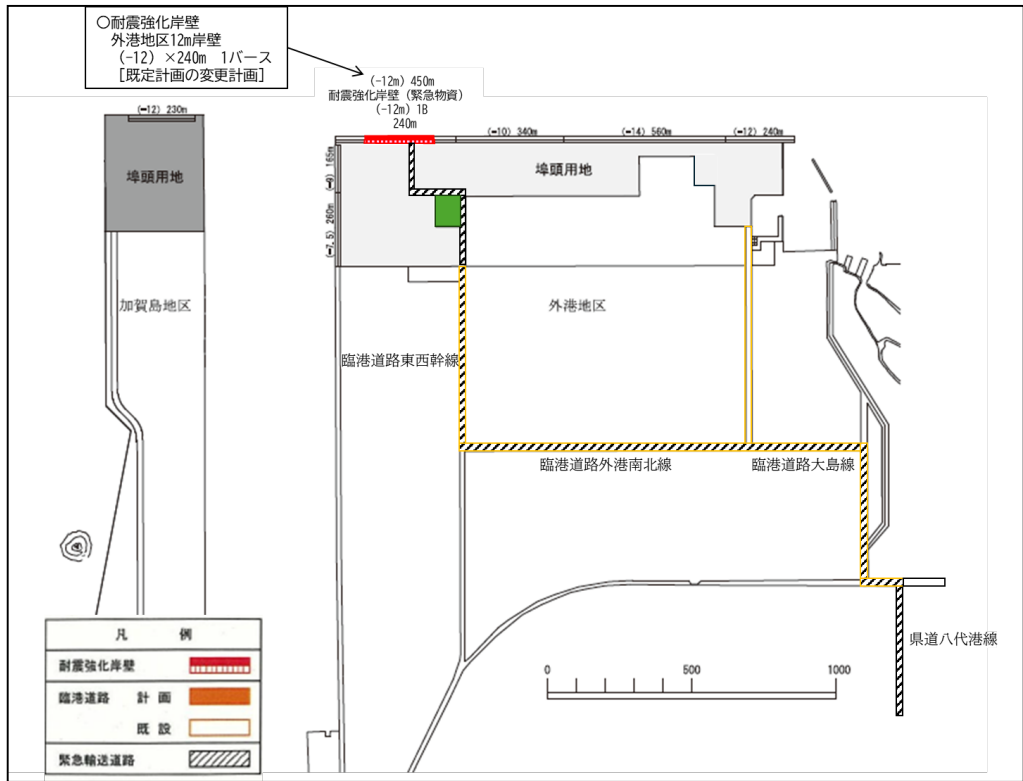


図4-1-1 新旧対照図（変更前）

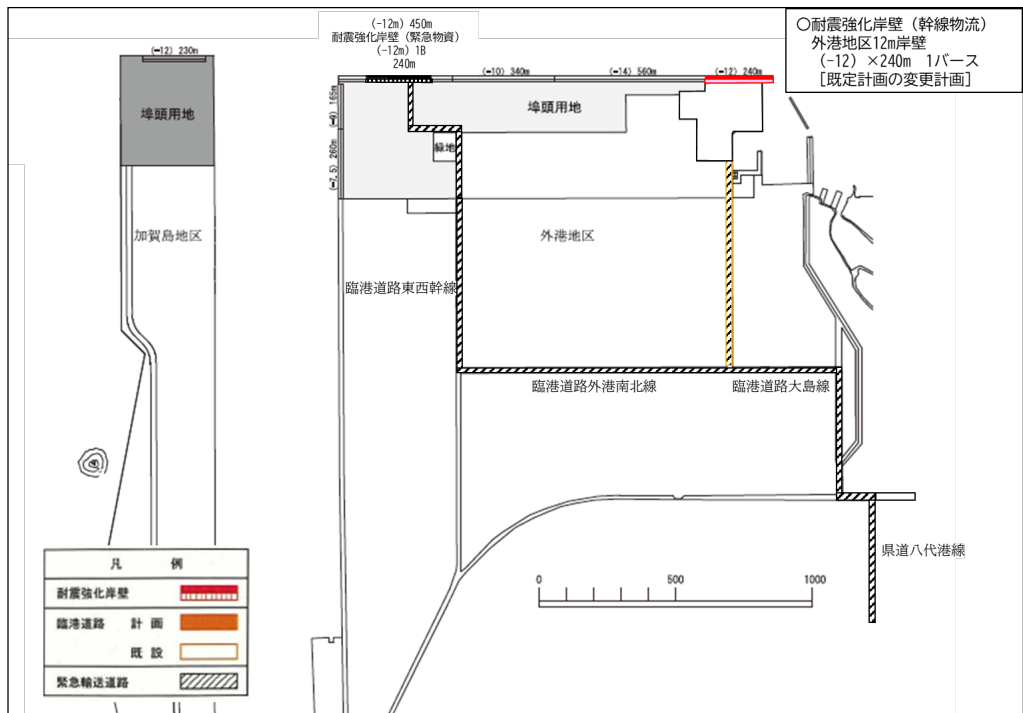


図4-1-2 新旧対照図（変更後）

4-2 熊本県地方港湾審議会委員名簿

区 分	役 職 名	氏 名
条例第3条第2項 第1号委員 (学識経験を有する者)	熊本大学大学院先端科学研究部教授 くまもと水循環・減災研究教育センター准教授 熊本商工会議所女性会副会長 株式会社 桃 代表取締役 内田法律事務所 弁護士	竹内 裕希子 金 洙列 山本 英可 浜島 玲恵 森 則子
同第2号委員 (港湾に関係する事業を営む者)	熊本港振興協会副会長 熊本県漁業協同組合連合会専務理事 八代港運協会副会長 全日本港湾労働組合九州地方本部執行委員長	村井 浩一 水上 朝博 西原 宏光 法本 健吾
同第3号委員 (港湾区域の存する市町村の長)	熊本市長 (熊本県港湾協会会長)	大西 一史
同第4号委員 (県議会の議員)	熊本県議会議員 (建設常任委員会委員長)	南部 隼平
同第5号委員 (国の地方行政機関及び 県の職員)	国土交通省九州地方整備局長 国土交通省九州運輸局次長 財務省長崎税関八代税関支署長 海上保安庁第十管区海上保安本部熊本海上保安部長	森下 博之 大橋 翔大 大野 信一 吉田 茂

(順不同、敬称略)